

議 長 引き続き、受付番号第5号、飯田一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 飯 田 議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第5号、質問議員、第6番 飯田一。件名、災害・防災の対応は万全か。

要旨、気候変動に伴い、異常気象が多発しています。当町も台風24号では影響を余儀なくされました。そこで質問をいたします。

(1) 台風12号、24号では避難所が開設されましたが、運営はいかがでしたでしょうか。

(2) 台風24号では寄地区で風の被害が大きく、倒木等による3件の大きな被害を初め、小さな被害が数多く発生しました。被害者への救済策はあるのでしょうか。

(3) 当町でも、神縄・国府津－松田断層帯、神奈川県西部地震等を抱え、いつ地震が起きても不思議ではありません。広島県では、災害発生後の迅速な対応を図るため、ふるさと納税を原資とした災害復興基金の設立を考えているようです。町でも災害への備えとして必要ではありませんか。

よろしく願います。

町 長 それでは、飯田議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問であります避難所運営についてでございますが、台風12号では、通常の高風の進路とは異なり、東から西へ進むことで過去にない高風の影響が予想され、また、町がこの高風の進路の東側に位置していたため、暴風雨が強まると予測した中で初めて避難所を開設させていただいたところでございます。避難所の開設場所は、文化センター展示ホール、松田小学校屋内運動場、寄中学校屋内運動場、虫沢地域集会施設の4カ所に開設し、避難者総数は21名でございました。職員につきましては、町内巡視やこの避難所運営にかかわり、総勢46名の職員が対応に当たりました。また、台風24号における避難所開設状況につきましては、文化センター展示ホール、寄中学校屋内運動場の2カ所に開設し、萱沼地域集会施設、虫沢地域集会施設の避難所運営につきましては、各自治会にお願いをし、開設をしております。初めて避難所開設した台風12号のときの教訓を踏まえ、運営に当たっての課題や避難所からの要望に

について反映させたことで、住民への早めの避難情報の周知や施設準備について事前準備が整い、スムーズな運営ができたと考えております。また、避難所運営に対する職員の経験が積み上がっていくことで、非常時に対応する体制づくりや行動マニュアルを参考にした実践的な経験が少しずつ身につくと考えております。今後の非常時対応に生かしてまいります。

次に、2点目の御質問にお答えをさせていただきます。台風24号では、町が情報把握している被害状況は8件でございます。全て寄地区になりますが、倒木による家屋の屋根、車庫が破壊されたものや敷地フェンスの破損、のり面土砂が崩壊しブロック塀を壊したものの、この3つが特に被害の大きかった箇所と把握しております。そのほか、倒木、草木の散乱等、強風によるものと思われる被害が多数あったと報告を受けております。これらの被害につきましては、公共施設や町が管理する道路、また土砂災害などについては公費にて復旧をいたしましたが、民地に関する分につきましては状況把握のみで、特に支援措置がないのが現状でございます。現在、罹災証明を発行して、おのおの保険対応していただいているのが現状でございます。

次に、3つ目の災害復興基金の設立の考えでございます。広島では今般の県議会におきまして、この災害復興基金をふるさと寄附金の資金を活用して、早期の復興を目指す計画で、条例提案しているということでございます。また、さきの熊本地震では熊本県が既に同様の基金を設立して、財源を支援に充てております。具体的には、被災者の生活支援といたしまして仮設住宅維持管理費用支援、ボランティアセンター運営支援、住まいの再建事業では転居費助成、民間住宅入居支援助成、自宅再建利子助成など。また、防災・安全対策としては住宅耐震化支援、公共施設のWi-Fi整備事業、インフラ復旧事業などが主なもので、基金積立金の予算配分を事業ごとに行っているようです。

このように県レベルでは広域的な課題に対する支援を目的としております。町も同様に災害時の積み立てとして基金を設置することにつきましては、大規模な地震や想定される大規模の風水害は町単独では財源確保は厳しく、被害も広域的に影響を受けることを考えれば、神奈川県への要望として復興基金の設立をお願いしていくほうが効果的ではないかというふうに考えております。仮

に、神奈川県が基金設置により支援策を講じたとしても、町として一時的に復興経費を捻出しなければならない場面もあろうかと思っておりますので、その際には財政調整基金を充てて対応していくことが現時点で考えられる対策ということになります。

なお、災害に対して見舞金や災害給付金を支援することを条例規定としている自治体もありますので、参考にしながら、当町ができる災害に対する支援策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

6 番 飯 田 どうもありがとうございました。実はですね、この避難所の開設がされまして、運営はいかがでしたでしょうかというふうな1番目の質問をしたわけなんですけど。実は台風12号のときですね、私の地域でも寄中学校の屋内運動場が避難所として開設されました。私の近所なんですけど、体に障害のある方がですね、いまして、天気予報を見て、ちょっと危険を感じたんでしょうね。避難したいというふうなことで、民生委員の方にですね、電話をしたそうですね。そうしたら、民生委員のほうからの返事が、食料を持って、それで、その人は車運転できますのでね、体はそんなにしっかりした体じゃないんですけど、運転できるということで、学校の下にですね、町で管理している駐車場が2カ所あるんで、それを教えてあげたというふうなことで、その人は車で、言われたとおりに学校の下へですね、車をとめて、本当はその車を、屋内運動場の脇まで車本当は行けるんですよ。行けるんですけど、学校へ行く坂、スロープのところにも車どめがしてあって、柵がしてあったと。そういうことで行けなかったんで、下へ車を置いてですね、雨の中、足元も悪い中を体育館まで歩いて行ったと。それでその人はですね、次の日、一晩泊まってですね。5時だか、6時だかに帰ってこられたというふうなことで、余り被害は実際にはなかったわけなんですけど。その場合ですね、体に障害のある人がですね、あの雨の中を体育館まで歩いて行くというのはすごく大変だと思うんですよ。その大変な状況の中で、その柵を外してもらって、車がですね、体育館の横まで行けるような措置がとれなかったのかというふうなことについて、1つ質問をさせていただきたいと思っております。

総 務 課 長 避難の状況なんですけれども、その状況報告を受けております。また、もう

一つにですね、逆に学校の、小学校の学校の裏側からグラウンドのほうに抜けられる道がございます。そこを歩いてこられたというところもございました。多分避難所をあけたときの運営をしている職員のほうが、やはりそこまで気を使えなかったというところが、今回は落ち度の部分かなというふうに思いますけれども。やはりそういった障害をお持ちになっている方、または雨風の強い状態の中での避難ということであれば、車で来るのであればやはり門のところのゲートを外してですね、中のほうに入れるような状態にはしていかなくちゃいけないというふうに思いますので、今後についてはそのような体制で、まずあけるといって、それと誘導ができる状態であれば誘導員をつけるような形を、そういった体制をとっていくような形で見直しをしていきたいというふうに思います。

6 番 飯 田 私もそうしていただければ一番いいのかなというふうなことを思っていたんですけど、その後、台風24号も同じように車どめは外されることがなかったのか、あるいは外していただけたのか。多分2回目はですね、誰も避難してないんですね。だから、ちょっと状況はわからないんですけど、その辺はどうだったのかということ。特に、高齢者あるいは障害のある方はですね、台風とか何とか、テレビで進路予想して、事前にですね、早めの避難というふうなことで避難されると思うんですけど、屋内運動場まで本当は歩いて行くの大変だと思いますのでね、ぜひ車が避難所のすぐそばまで行けるようにですね、配慮していただきたいと思いますが、次の2回目の避難所の開設のときはこれが外されてあったかどうか、ちょっと確認をお願いいたします。

総 務 課 長 24号のときですね、その車どめが外れているかどうかというのは、ちょっとすいません、確認をとっておりませんので、ちょっと確認はできません。ただ12号と24号、どちらかちょっとはっきり記憶はあれなんですけど、先ほど申しましたように、多分鍵の関係で外せなかった部分もあるのかと思うんですけども、要は小学校の神社側から、裏側からグラウンドに車を入れたという報告は受けております。

6 番 飯 田 初めての避難所開設ということで、いろいろ不手際もあったと思うんですけど、これを教訓にですね、どういうふうな形で開設したのがいいか、「仏つく

って魂入れず」というふうなことになりかねないんで、その辺はきっちりですね、これを参考にしてですね、いい形で次に開設されるときにはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

それと、2番目に行きます。2番目は、9月30日の台風24号は強い風にあおられ、寄地区では倒木の被害による住宅、駐車場の被害、また倒木によってですね、車の被害とか、町長のほうからさっき8件というふうな報告がありましたけど、そのほかにでもですね、実はつるしてあった草刈り機がですね、風にあおられて、そばにとめてあった軽自動車の窓を割っちゃったとかですね、そういう報告、多分されてないと思うんですけど、そういう事故とか、例えば車をとめておいたら上から木の枝が落っこって、車の上に落っこっちゃったというふうな、そういう細かいこともかなり事故も聞いています。被害に遭われた方は天災ということで、本当にお気の毒なんですけど、町としてそのような場合、被害者に対する救済策はということで、先ほどの回答で、ないと、何かあったら罹災証明を迅速に出すということだということなんですけどね。一つですね、建物共済ですね。それ入って、見積もりをだれか大工さんとか何とかの建築業者に頼んで出したんですけど、まだその回答が来てないというふうな話を最近ね、聞いているんですけど、ちょっと出すのがおくれたのかなというふうなことで、もう9月の末ですから、2カ月半近くたってるのになかなかですね、返事が来ないというふうなことで、修理のほうも手がつけられないような状況だというふうな中で、町のほうからですね、そうした場合にね、何らかの援助みたいなものがないということなんですけど。これはちょっと一つですね、今後の、先ほど3番のほうでも話がしたんですけど、この辺をですね、今後の課題としてですね、何とかならないものかというふうに思います。

というのは、以前に大杉の…町の天然記念物の大イチョウ、木が倒れましたよね。あのときはたしか補助金みたいなものをもらったと思うんですけど。そういうものに出されて、例えば民間のですね、そういう被害を受けた人に何も手を差し伸べないというふうなね、形だと思うんですね。よく大きな災害とか何とかですと、町の2階のところですね、災害義援金あるいは災害のための見舞金みたいな募金箱が設置されていますけど、松田町町内だけでね、今回の

ような事件があった場合に、そういう同じ町内の人を助けるというふうな形での方策、例えば助け合い、町の中での助け合いみたいな形の募金をね、設置できないかと。町のほうの条例でそういうのを出せませんよというんでしたら、皆さんの善意をです、ね、酌み取って、募金箱みたいなものを設置してね、そういう被害に遭われた方に少しでも誠意を見せられるような形は今後とれないものでしょうかね。例えばもう本当に日本全国、この辺だけだと思うんですよ、災害がないのは。だけど絶対来ると思うんですよ、災害は。だから、そのときに、やっぱりそういう制度がなければです、ね、今のままだと思うんです。そういう災害が来たからって、松田町全部がです、ね、被害を受けるということもあり得ないでしょうし、極端に被害を大きくこうむったところにです、ね、見舞いみたいな形で町民の善意として出せないかと、そういうことはちょっとお考えはいかがでしょうか。

教 育 課 長 ただいまの飯田議員の質問ですが、大杉の際にあの際は…イチョウですか、ごめんなさい。イチョウの倒木の際に、あの当時、教職員が駐車をしていたことがありました。そうした教職員の車の損害に対しては保険は出ておりません。また、そのイチョウの木、その当時、文化財として指定しておったんですが、その文化財の倒れたことによるお見舞金ではなくて、由来というか、その看板がありまして、それを新設する際の補修費として支出した経緯がございました。以上です。

総 務 課 長 今、飯田議員の御質問のですね、町全体で有志を募って募金活動というふうなお話かと思えます。ちょっとそれについてはです、ね、なかなか町のほうです、ね、そういった何というか、仕組みをつくるというのはちょっと難しいかなというふうに考えておりますし、役場の正面の玄関に出してあります義援金の募金箱については、やはり大規模災害ですとか、やはり多くの方々が被災されているという現状の中で、やはり国が激甚災害として指定している、そういったものに対する募金箱ということで町のほうは設置させていただいております。ただ、やはりそうは言えども、やはり被害をこうむった方についてはやっぱり心情を察するとです、ね、やはり何らかのそういう支援ができないかというのは重々承知しているところでもありますし、先ほど町長、最後のほうで答弁させ

ていただきましたけれども、見舞金とか、災害給付金とかというようなところを条例で規定している自治体もありますので、その辺のところをですね、これから研究、参考にさせていただきながらですね、しっかりとその辺は理事者と相談しながら、どういった方策がよいのか、検討をさせていただければと思います。

6 番 飯 田 わかりました。そのような方向でですね、ぜひ検討をしていただければというふうに思います。

また、3番目になりますが、当町では神縄・国府津－松田断層帯、神奈川県西部、小田原地震とも言うそうですけど、それから平山松田断層帯、山北町から小山町にかけての塩沢断層帯等、幾つもの地震の巣があります。それで、見ましたら、松田の中でも名前知られてないんですけど、松田山山頂断層とか、あるいは河南沢断層とか、そういった断層がですね、かなり…松田北断層ですか、そういう断層がかなりあるみたいで、断層と言ってもですね、小さい断層だと思ってしまうんですけど、この前、大阪のほうでも断層による地震がありましたけど、もう全然、断層があるのは知っていたけど、多分大丈夫だろうというふうなところの断層が崩れて、大きな地震につながったというふうな新聞報道ありましたけど。いろいろこの松田町を取り巻くいろんな断層帯がある中でですね、特に怖いのは神奈川県西部地震、先ほど課長のほうからも話ありましたけど、30年以内に起きるんじゃないかというふうな可能性あるというふうなことだったんですけど、この地震はですね、記録が明確に残っている江戸時代以降ですね、73年プラス・マイナス1年という周期で起こっているそうです。それで、前回はですね、1912年の関東大震災に誘発されて、小田原で震度7の地震が起こっていると。それから106年間、ずっと今まで起こっていませんので、これはいつ起こってもおかしくない時期に来ていると。

私たちがですね、一番やっぱり恐れているのは、台風とか大雨はですね、気象庁の予報とか何とかで事前に知ることができますけど、この地震だけはですね、もう突然やってくるわけですよね。そうした場合に、例えば今時点、今時点でぱっとそういう地震が起きた場合にね、一番困るのは、先ほどの避難所の開設に結びついちゃうわけなんですけど、役場の職員は全部この役場のほうへ詰め

ていますよね。そうしたところが県道711号線でしたっけ。あの道路がですね、土砂崩れとか、がけ崩れ、あるいはのり面が壊れたとか寸断された場合にですね、避難所を開設しようとしても役場の職員が全部この庁舎のほうへ詰めていた場合に、対応がとれませんよね。そうした場合に、一番避難所の大事な役割というのは、そういう先ほど自分の身を守ったり、自分の家の倒壊ぐあいを確認したりと、そういう身の回りのことをした後に、避難所へ避難しなきゃいけないというふうな話だったんですけど、やっぱり避難所というのが一番皆さんがですね、地震の余震なんかを考えた場合に、1回来たらもうそのまんまという、もうとまっちゃうというわけじゃないですよ。余震も来るでしょうし、なるべく安全なそういう避難所へ退避したいというふうなことになった場合にですね、避難所の開設はどのようにお考えでしょうか。

総務課長 ありがとうございます。まず、避難所の開設について、寄地区の場合はですね、松田に災害対策本部、地震発生後の職員参集後の災害対策本部の設置、寄地区については寄地区に在住する職員で、寄地区の災害対策本部ができます。ですので、寄地区に住んでられる職員が、通常夜間の場合ですね。住んでいるところで避難所を開設していくような形になりますので、まず、そこは町の災害対策本部と連絡をとりながら、避難所開設に向けて準備を進めていくような形になると思いますので、そこは心配なさらないでいいかなと思います。

ただ、今言ったように、地震がいつ発生して、どういう規模の地震が起きるかというのは、これはもうわからない話であって、まず先ほどの議員さんの質問にもありましたように、まずは自分の身の安全を守っていただき、家族の安全を確認し、火災が発生しないようなものの確認、それと、あとは一時的にはやはり外に、余震もありますので、そういった状況を見ながらですね、一時的にちょっと広場のところに集まっていただくと。相当数の揺れですとかですね、余震ですとか、家が傾いてしまったとか、液状化現象が起きたとかというようなことがあるのであれば、やはり集団で広域的な避難場所に移っていただく。そうしている中で、やはり災害対策本部を設置した中で、避難所の開設に進んでいくということになると思いますので、災害が発生したからすぐに避難所に逃げるということは、多分それは無理だと思いますので、ある程度自分で身を

守っていただきながら、災害対策本部から指示する内容で避難所に移っていただく。そこにはやはり自治会の協力が絶対必要ですので、自治会の避難所運営マニュアルも含めながら防災計画、避難計画というものを立てていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

6 番 飯 田 確かに夜間とか休日の場合だったらですね、寄地区のあの職員の方は自宅にいるんでね、大丈夫だと思うんですけど、例えば平日の昼間とか、地震なんていつ来るかわからないんで、そのときの対応を先ほどちょっと伺ったんですけど、自治会、やっぱり頼りになるのは自治会の防災組織ですよ。自主防災会だと思うんですけど。その辺との、今時点でのマニュアルみたいなのがあって、ちゃんと機能するのかなとか、そういう勉強会っていうんですかね、そういうのをちゃんと自治会長に届いているのかなとかということと、あともう一つ、要介護者、特に私なんかの周り見ましても、民生委員1人に対してですね、かなりの人数の要介護者を抱えているという、高齢社会になればしょうがないことなんですけど、1人の民生委員がかなりのそういう要介護者を抱えていて、そういう地震とか、災害に遭ったときにですね、絶対目が行き渡らないと思うんです。そういうときの誰かの手助けしてもらわなければ、その避難所へ誘導することも何もできないというふうなことが起こると思うんですが、その辺のことはきっちりマニュアル化されて、支障なくできるとお考えでしょうか。

総 務 課 長 まず、昼間の災害が発生した場合ということで、道路が寸断されて職員がそちらに向かえないという状況になれば、やはりその自治会の自主防災会が機能していただかないと、町としてはそこに避難所開設することは不可能だというふうに思います。それはですね、毎月定例的に自治会長さんとは町の防災事務のほうとですね、無線で通信情報訓練を行っています。そういった情報手段を用いながら避難所を開設していかなきゃいけないのかなというふうにも思いますし、それと、あと避難所の運営マニュアルについては、これは今後、見直しをした中でつくっていかなきゃいけない話だと思います。恐らく今、自治会の中では役割分担ができていられるだろうと思います。誰が炊き出し、誰が消火だとか、誰が避難を誘導するだとかという、そこまでは多分組織的にはフローチャート図みたいなのができているだろうと思いますけど、いざ実際にじゃあ

避難所を運営していくかというところのマニュアルというのは、多分まだ自治会の中にはあるところもあれば、ないのがほとんどじゃないかなというふうにはちょっと認識しておりますので、その辺は今後見直しをしながら実際には、避難所運営ができるような、自主防災会が運営できるような体制をとっていきたいというふうに思っていますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

6 番 飯 田 やっぱりいざとなると、地域ですね、やっぱり自主防災会がやっぱり一番頼りになるのかなというふうな、いう思いなんですけど。町民ですね、生命・財産を守るというのはやっぱり最上、使命ですのでね、ぜひそういう何か事があって右往左往するんじゃないくてですね、スムーズに、難しいかもしれないんですけど、対応がですね、やっぱりマニュアルに沿って、ある程度きっちりいけばいいんですけど、いくようにですね、ひとつ自治会長とよく連絡とりながらやっていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第5号、飯田一君の一般質問を終わります。

暫時休憩といたします。45分より再開いたします。 (15時34分)